

第5章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、地域の医療資源（医療人材、病床等）には限界があることを踏まえて、平時において、県は医療機関等との間で医療措置協定の締結等により、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うとしている。

なお、県は、県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、国と連携して、医療機関が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力する。

2 所要の対応

(1) 協定締結医療機関

医療機関は、有事に病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供等を行う必要があるため、県と医療措置協定を締結する。

（こども福祉部）

(2) 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

医療機関は、県等が実施する研修等も活用し、人材の育成等を推進する。

（こども福祉部）

(3) 医療機関の強化等

医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行うよう努める。

（こども福祉部）

(4) 市立芦屋病院の取組

市立芦屋病院は、感染症流行下において、迅速に感染症患者を受け入れることができるよう、非常時を想定した病床の整備、感染防護具等の備蓄を進めるとともに、通常医療を継続して提供ができるよう取り組む。

（市立芦屋病院）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する必要がある。

このため、県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備し、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示すとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等への周知に協力する。

2 所要の対応

(1) 医療提供体制の確保等

協定締結医療機関は感染症患者の受入体制の準備をすすめる。

医療機関は、県の要請に応じ、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう努める。

（こども福祉部）

(2) 相談センターの周知

県が帰国者等からの相談に対応する相談センターを整備した時は、市はその連絡先及び医療機関の受診方法等について市民等への周知を行う。

（こども福祉部）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、県は、国及びJHSから提供された情報を基に、病原体の性状及び地域の実情等に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できる体制の確保を図るとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等への周知に協力する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

ア 協定締結医療機関は、県からの要請に応じて、協定に定めた医療提供を行う。
(こども福祉部)

イ 市は、県と連携し、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、例えば感染対策を講じた上での医療機関受診など外出自粛に係る方法等の周知を行うとともに、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用についても周知する。

(こども福祉部・消防本部)

ウ 市は、県と連携し、相談センターの連絡及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

(こども福祉部)

エ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。

(こども福祉部)

(2) 時期に応じた医療提供体制の構築

ア 発熱外来受診の体制

県が国の要請を踏まえ、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するために必要な措置を講じたときは、市は県と連携して、市民等への周知を行う。

(企画部・こども福祉部)

イ 医療提供体制の協力

市は、県からの要請に応じて、市立芦屋病院、芦屋市医師会、芦屋市薬剤師会等と調整の上、医療提供体制に協力する。

(こども福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄

ア 市は、行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な消毒液やペーパータオル、使い捨て手袋等の感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

公共施設は、必要な感染症対策物資等を各施設で備蓄する。

市民に対しては、必要な感染症対策物資等を各自で備蓄するよう平時から勧奨する。

（都市政策部・関係部）

イ 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（消防本部）

(2) 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

市立芦屋病院は、医療措置協定に基づき、平時より感染対策を想定した診療材料等の備蓄を行う。

（市立芦屋病院）

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の確保に努める。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

ア 市は、必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。

(都市政策部・関係部)

イ 市立芦屋病院は、マスクやアルコール等の消毒液について通常量の備蓄を確保し、検査体制を強化、適切な診療、医薬品投与に努める。

(市立芦屋病院)

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

(1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

（都市政策部）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(企画部・こども福祉部・都市政策部)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(企画部・市民生活部・こども福祉部)

(3) 教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するために、日常からオンラインやタブレット端末を整備し、授業等で活用を進める。

また、オンライン授業やICT教材の効果的な利用について研究を進める。

(教育委員会)

(4) 物資及び資材の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）2(1)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(都市政策部)

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
（こども福祉部・都市政策部）

(5) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（こども福祉部）

(6) 火葬能力等の把握、火葬体制の検討

市は、国や県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うために、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。

（市民生活部）

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

市は、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて職員に対し、健康管理を徹底するとともに、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部）

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への周知

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を周知するとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう、県の要請に応じて周知する。

（市民生活部）

(3) 遺体の火葬・安置

市は、国や県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう努める。

（市民生活部）

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を県とともに行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への周知

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を周知するとともに、事業者に対しても生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう、県の要請に応じて、周知する。

（市民生活部）

イ 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。特に、新型コロナウイルスの発生時に、外出を控えたことにより、家庭内でのトラブルが増加したことを踏まえ、DV、児童虐待、障がい者虐待等に関する相談窓口において、迅速かつ丁寧に対応する。

（市民生活部・こども福祉部）

ウ 健康観察及び生活支援

(ア) 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、県からの依頼に協力することで、健康福祉事務所（保健所）の業務効率化・負荷軽減に寄与する。

（こども福祉部）

(イ) 市は、必要に応じ、県から患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する自宅療養者及び濃厚接触者への食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給・貸与に協力する。

（こども福祉部）

エ 生活支援を要する者への支援

市は、国や県からの要請を受けて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（こども福祉部）

オ 教育及び学びの継続

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、タブレット端末やオンラインを活用して、教育及び学びの継続、こどもの健康管理などの取組などを行う。

（教育委員会）

カ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、県の要請を受けて、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力依頼を行う。

（市民生活部）

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。

（市民生活部）

(ウ) 市は、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

（市民生活部）

(エ) 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

（企画部・市民生活部・こども福祉部・都市政策部）

キ 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

(ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。

（市民生活部）

(イ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。

（市民生活部）

- (ウ) 市は、遺体の埋葬及び火葬について、県が広域的かつ速やかに収集した墓地、火葬場等に関連する情報により対応する。

(市民生活部)

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内の事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。支援施策の実施に当たっては、民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、事業者や市民に広く周知を行う。

(市民生活部)

イ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、以下の必要な措置を講じる。

(ア) ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置

(市民生活部)

(イ) 水道事業

水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

(上下水道部)

第8章 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を踏まえた取組の推進

1 目的

市では、新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから、令和5年（2023年）5月8日に同感染症の法的な位置づけが変更されるまでの間の対応を振り返り、その経験や課題を今後の新たな感染症の流行への対応に活用することを目的として、令和6年（2024年）6月に「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を作成した。

市民への情報の発信について、感染症の流行を乗り越えるためには、社会全体で対策を進めることが重要である。市民の方に必要な情報を届け、冷静な対応を呼びかける情報発信が重要となる。

学校等での対策については、感染症の流行により、学校園や保育所等においても、休業や登園自粛要請等を実施したり、その期間における学習支援や、児童・保護者とのコミュニケーション等に取り組み、影響の低減を図る必要がある。

また、利用再開後も集団生活の場である学校園や保育所等における感染対策には様々な工夫が必要となる。

高齢者の支援に関する取組について、コロナ禍では、高齢者の方は感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高いとされたこと、また、感染対策（外出自粛やイベントの中止等）による交流の機会の減少が、フレイルや認知症等に影響を及ぼすことも懸念された。

さらに、支援が必要な高齢者の方が感染症に罹患し、家庭での療養を行う場合等の対応についても懸念される。

障がいのある人への支援に関する取組について、その支援は、日々の生活における必要性が高く、継続的な取組が必要となる。

また、介護が必要な障がいのある人が感染症に罹患し、家庭での療養を行う場合等において、介護を行う家族等が感染した場合の対応についても懸念される。

新型コロナ対応を振り返り、市ならではの知見や教訓等を今後活かすために下記のとおり取り組む。

2 所要の対応

(1) 消防・救急に関する取組

- ・感染対策や救急搬送体制の確保、救急車の適時・適切な利用の推進等を図る。
- ・感染症の流行状況を踏まえ、個人防護具の備えを検討する。
- ・救急車の適時・適切な利用の周知を図る。

(消防本部)

(2) 市民への情報の発信

- ・状況に応じ、広報掲示板、広報紙、広報テレビ、市のホームページ、SNS等の媒体を活用するとともに、多言語での情報発信にも取り組む。
- ・感染症に伴う不安や混乱等の低減を図るとともに、状況に応じ市民が効果的な対応をとることができる内容を発信する。

(企画部・関係部)

(3) 市民からの相談への対応

- ・感染時の体調に関する相談については、上記情報媒体に加え「あしや防災ネット」やビラの全戸配布等による周知も検討する。
- ・生活上の困りごとについての相談窓口の周知及び業務継続に関する取組を行う。民生委員活動の経験蓄積を継承できる取組を行う。
- ・DVや児童虐待、子育てに関する相談等に対応する。
- ・偏見や差別、人権に関する相談等に対応する。
- ・消費生活相談に対応する。

(企画部・総務部・市民生活部・こども福祉部・関係部)

(4) 経済的支援に関する取組

- ・個人向けの支援体制として、包括的な支援体制の整備・重層的なセーフティネットの構築に取り組む。
- ・事業者向けの支援体制として、「芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画」に基づき、地域ぐるみで事業所支援を行う。

(市民生活部)

(5) 公共施設ガイドライン等の作成・運用

- ・公共施設の閉鎖やイベントの延期・中止等を行うとともに、市民への迅速でわかりやすい情報発信に取り組む。
- ・「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」（令和5年5月8日廃止）等を参考に、ガイドラインやマニュアルの作成・運用を行う。

(関係部)

(6) 市議会における取組

- ・「芦屋市議会機能継続計画（議会BCP）～感染症対策編～」の実効性を確保するため、定期的な訓練や見直しを行う。

(市議会事務局)

(7) 学校等での対策

- ・臨時休業や休業中のフォローアップ、再開に向けた対応、再開後の感染対策等に取り組む。
- ・ICTをはじめとする対応に要する資源・組織体制の確保を図る。

(こども福祉部・教育委員会)

(8) 避難所の運営に関する取組

- ・「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」の適時見直しや更新に取り組む。
- ・感染症対策に必要な物資や衛生資材等対応に要する資源・組織体制の確保を図る。

(都市政策部)

(9) 高齢者の支援に関する取組

- ・感染症がもたらす不安や影響の大きさに鑑み、感染対策や各種支援策等を周知する。

(こども福祉部)

(10) 障がいのある人への支援に関する取組

- ・事業内容等の変更、通常医療の提供、感染時の医療提供、感染症に関する情報発信等に取り組む。

(こども福祉部)

(11) 介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等への支援

- ・事業内容等の変更、対応に要する資源・組織体制の確保、感染対策等による影響への対応を行う。

(こども福祉部)

(12) ゴミ収集における取組

- ・事業内容等の変更、個人防護具の着用等、排出物等の処理、感染症に関する情報の発信を行う。

(市民生活部)

(13) 行政の業務改革等

- ・業務内容等の変更、対応に要する資源・組織体制の確保を行う。

(関係部)

「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」第3章のうち、次の節は本計画に記載している等、本章への記載は割愛する。

第1節 感染症の対応に関する市の組織体制等

第2節 市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会等との連携

第6節 ワクチン接種事業

第7節 抗原定性検査キット配布事業

第14節 感染症の対応に関する経費

参考資料

計画改定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
令和7年10月23日	新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年11月6日	新型インフルエンザ等対策推進本部実務者会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年11月19日	新型インフルエンザ等対策推進本部会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年12月	兵庫県への意見聴取	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和8年2月	所管事務調査	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和8年3月	議会に報告	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあたり、専門的な知識及び経験を有する立場からの助言を得るため、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関することについて、助言を行う。

(委嘱)

第3条 有識者会議は、委員6名以内とし、市長が委嘱する。

- (1) 芦屋市医師会が指名する者
- (2) 芦屋市薬剤師会が指名する者
- (3) 学識経験者
- (4) 芦屋健康福祉事務所の職員
- (5) 市立芦屋病院の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が完了しない場合、令和8年7月31日を上限としてその任期を延長することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 有識者会議に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要の都度、会長が招集する。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、会長が有識者会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議

《委員名簿》

令和7年10月23日現在

分野	氏名	所属等
関係団体代表	平林 弘久	一般社団法人芦屋市医師会副会長
	田中 千尋	芦屋市薬剤師会副会長
学識経験者	青田 良介	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
行政関係者	松本 安代	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）長
	水木 満佐央	市立芦屋病院病院長

敬称略

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 芦屋市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議設置要綱

平成26年7月1日

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、行動計画を総合的に推進するため、芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び行動計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第5条 本部会議は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。
- 4 委員長は、実務者会議を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、実務者会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(令5. 4. 1・一部改正)

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター及び都市政策部都市基盤室防災安全課において処理する。

(令5. 4. 1・令7. 4. 1・一部改正)

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
(芦屋市新型インフルエンザ対策実務者会議設置要綱及び芦屋市新型インフルエンザ対策本部設置要綱の廃止)
- 2 芦屋市新型インフルエンザ対策実務者会議設置要綱(平成21年芦屋市要綱)及び芦屋市新型インフルエンザ対策本部設置要綱(平成22年芦屋市要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事(こども家庭担当部長)
都市政策部長
都市政策部参事(都市基盤担当部長)
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)
市議会事務局長

別表第2(第5条関係)

(平27.4.1・平29.4.1・令5.4.1・令6.4.1・令7.4.1・一部改正)

総務部総務室主幹(管財担当課長)
総務部総務室人事課長
総務部財務室財政課長
市民生活部環境・経済室地域経済振興課長
市民生活部環境・経済室環境課長

こども福祉部福祉室地域福祉課長
こども福祉部福祉室障がい福祉課長
こども福祉部福祉室高齢介護課長
こども福祉部こども家庭室こども政策課長
こども福祉部こども家庭室主幹（保育向上担当課長）
上下水道部水道工務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部消防室救急課長
教育委員会教育部教育統括室管理課長
教育委員会教育部教育統括室教職員課長
教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議設置要領

令和8年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策について協議するため、芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 感染症対策の協議及び情報共有に関すること。
- (2) 感染症対策を講じる関係各課との調整及び連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、感染症対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター及び都市政策部都市基盤室防災安全課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部市長公室主幹（広報・危機管理担当課長） こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター長 こども福祉部こども家庭室主幹（管理担当課長） こども福祉部こども家庭室主幹（健康増進・母子保健担当課長） 都市政策部都市基盤室防災安全課長 都市政策部都市基盤室主幹（地域防災担当課長） 芦屋病院事務局総務課長 消防本部消防室救急課長
--

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※県が作成する当該計画は、「県医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

略称・用語	内容
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
市民等	<p>市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等。</p> <p>※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。</p>

略称・用語	内容
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
公共施設	市設置の施設。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市が策定するものについては、市行動計画という。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

略称・用語	内容
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。

略称・用語	内容
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市が設置する。 ※政府対策本部（特措法第15条第1項） 県対策本部（特措法第22条第1項） 市対策本部（特措法第34条第1項） ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市が独自に設置する場合がある。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

略称・用語	内容
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※県が作成する計画は「県予防計画」という。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

略称・用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Makingの略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

参考【県行動計画】

【芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画】改定履歴

年 月 日	内容
平成27年3月	芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
令和8年3月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び県行動計画の改定により全面改定

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：令和8年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-31-2121

ホームページ：<https://www.city.ashiya.lg.jp>

編集：芦屋市企画部市長公室秘書・広報課

芦屋市子ども福祉部子ども家庭室子ども家庭・保健センター

芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要

1 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画
行政に加え、医療機関、事業者、市民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と
新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

【対策の目的】（旧計画から変更なし）

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

2 改定の趣旨

【改定の趣旨】

- ▶ 政府行動計画及び県行動計画が10年ぶりに抜本的改定
- ▶ 新型コロナ対応の検証結果を反映

【市としての新たな取組】

- ▶ 有事における自宅療養者等の県からの情報共有及び県への対応協力
- ▶ 感染症危機下の災害対応を想定した備蓄の兼用
- ▶ 円滑なワクチン接種
- ▶ 庁内会議体の新設 等

幅広い感染症
危機に対応できる
社会を目指す

【参考】県行動計画概要版

3 政府行動計画、県行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 主な改定の内容

項目	現計画	改定後計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階 ↓ 対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期 ③、④の発生段階について、病原性等に応じた3段階の対策レベルを準備（県独自取組を準備）	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期 病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、 準備期の取組を充実
複数の感染拡大への対応	— (比較的短期の収束が前提)	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え
対策項目	6項目 ①実施体制、②情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目（項目を整理） ①実施体制、②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 、③まん延防止、④ ワクチン 、⑤医療、⑥ 物資 、⑦市民生活及び地域経済の安定の確保 ※下線部分が新規

【参考】県行動計画概要版

(2) 芦屋市新型コロナウイルス等対策行動計画改定①

- ◆ 改定にあたり、現計画の対策項目6項目を整理
- ◆ 全ての項目について、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実

新規項目

対策項目	現計画（新計画にも記載あり）	改定後計画（主な追加記載項目）
ワクチン	「予防・まん延防止」の項目で一定の記載 ・ 特定接種及び住民接種の実施 ・ 集団接種の実施及び市民への情報提供 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、有事における接種体制の構築に必要な検討 ・ 感染初期における接種に携わる医療従事者の確保等接種体制の構築 ・ システムを活用した接種記録の適切な管理
物資	「市民生活及び市民経済の安定の確保」の項目で一定の記載 ・ 物資、資材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症対策物資等の備蓄状況を確認 ・ 災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と相互兼用 ・ 有事における近隣自治体等との相互協力

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定点②

以前からあった項目

対策項目	現計画（改定後計画にも記載あり）	改定後計画（主な追加記載項目）
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策物品の準備 ・ 市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係団体等と連携した対策会議の実施 ・ 平時からの関係機関と連携した訓練の実施 ・ 有事における全庁的な対応 など
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の情報収集 ・ 国や県のサーベイランスに協力 など 	記載なし (国、県、保健所設置市の行動計画に記載)
情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ※リスコミのみ新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の体制整備 ・ 県からの情報共有と市民への情報提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等との双方向のコミュニケーションの実施 ⇒市からの一方的な情報提供ではなく、SNSや相談に寄せられた意見を把握 ・ 偏見、差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づく正確な情報の提供 など
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からマスクや手洗い等の感染防止知識を普及・理解促進 ・ 学校・保育施設等における感染対策実施、社会福祉施設等への感染対策依頼 ・ 感染症対応力の向上のための研修・訓練の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の方針に基づき公共施設の感染拡大防止のための運用 など
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集するとともに、国や県からの要請に応じ、その取組に適宜協力 ・ 県下の医療体制の動向を見つつ、市民からの相談対応 ・ 県と情報共有を図るとともに、医療提供体制の協力及び連携体制の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した医療機関の受診方法等の周知 ・ 県の要請に応じて医療提供体制に協力
市民生活及び地域 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買占めや売り惜みが生じないよう周知 ・ 火葬能力の把握及び火葬体制の整備 ・ 下水道施設の維持 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の支援金の交付等が迅速に行えるよう、平時からDXを推進 ・ メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル等への対応 ・ 教育を継続するための取組 など

※「予防・まん延防止」は現計画で1項目のものであるが、新計画では「ワクチン」と「まん延防止」の別項目として対策を記載

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定点③

市行動計画は県行動計画に準じて作成しているが、下記の項目については、市独自項目として記載した。

【市行動計画に独自で定めた主な事項】

- 1 芦屋市医師会、健康福祉事務所（保健所）等との情報共有、連携
⇒ **市行動計画 第2部第2章基本的な考え方、第3部第1章実施体制、第5章医療【P.6,24,25,28,32,51】**
- 2 庁内会議体の整理
市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議【P.27図表7】新設
市新型インフルエンザ等対策推進本部会議【P.27図表8】
市新型インフルエンザ等対策本部【P.28図表9】
⇒ **市行動計画 第3部第1章実施体制【P.26図表6】**
- 3 医療の章を設定し、県が実施する医療提供体制に協力する旨を記載
⇒ **市行動計画 第3部第5章【P.49～51】**
- 4 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括を踏まえた取組の推進」を章として記載
⇒ **市行動計画 第3部第8章【P.61～63】**

4 各対策項目ごとの主な取組

① 実施体制

- ◆ 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、県及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化する。
- ◆ 有事には、迅速に情報収集を行い、対策本部において対応方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との連携強化 • 県等と連携した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 市対策推進本部会議の設置 • 必要に応じて市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 国や県の対処方針に基づく対策の実施 • 職員派遣・応援への対応

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【リスクコミュニケーションのみ新】

- ◆ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 感染症に関する情報提供 • 偏見・差別や偽・誤情報に関する周知、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> • 感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有 • 偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応 • 双方向のコミュニケーションの実施

【参考】県行動計画概要版

③ まん延防止

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び地域経済への影響を最小化するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。
- ◆ 状況の変化に応じ、対策の切り替えを機動的に行うことで市民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 基本的な感染対策の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> • まん延防止対策実施の準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 県の要請に基づくまん延防止対策の実施、周知・啓発

④ ワクチン【新】

- ◆ 科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。
- ◆ 県、医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 医療関係団体と連携した接種体制構築に向けた準備 • ワクチンに関する基本的な情報提供を通じた市民等の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 国や県の方針を踏まえた接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> • 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら確保したワクチンの迅速な接種

【参考】県行動計画概要版

⑤ 医療

- ◆ 県の要請に応じて医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等に必要な情報を周知する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における有事に備えた医療措置協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携して医療機関の受診方法等について市民等に周知 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携して医療機関の受診方法等について市民等に周知 県の要請に応じて、時期や状況に応じた医療提供体制への協力

⑥ 物資【新】

- ◆ 平時から、感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 市の感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策物資等の備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力

【参考】県行動計画概要版

⑦ 市民生活・地域経済

- ◆ 平時から事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- ◆ 有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> • 支援の実施に係る情報提供・共有体制及び仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業継続に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業者に対する支援

各対策段階における主な対策実施項目

	準備期		対応期			
	発生前の段階	政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性状等に応じ て対応する時期	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる時期	特措法によらない 対策に移行する時期
①実施体制	▶県等と連携した訓練の実施 ▶市対策推進本部会議の設置	▶市対策本部の設置	▶国や県の対処方針に基づく対策の実施 ▶職員への派遣・応援への対応			
②情報収集 ③サーベイ		▶当該感染症疑似症サーベイランス開始	▶届出基準に基づく全数届開始 ▶国が実施する感染症サーベイランスのほか県内発生動向に応じた独自サーベイランス実施検討			
④情報提供 リスコミ	▶市民等への情報提供・共有 ▶市民等への迅速な情報提供・共有 ▶偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応					
⑤水際対策	▶検疫所と連携し健康監視等の実施		▶必要に応じ、国に対する健康監視等の代行要請			
⑥まん延 防止	▶基本的な感染対策の普及・啓発 ▶まん延防止対策の準備		▶県の要請に基づくまん延防止対策の周知・啓発			
⑦ワクチン	▶ワクチンに関する市民等の理解促進 ▶国や県の方針を踏まえた接種体制の構築	▶特定接種の実施 ※ワクチンに関する適切な情報提供、積極的なリスクコミュニケーションの実施		▶必要に応じた住民接種実施		
⑧医療	▶医療機関における医療措置協定の締結 ▶医療機関の受診方法等の周知		▶医療提供体制への協力			
⑨治療薬・ 治療法	▶抗インフルエンザウイルス薬の計画的備蓄 ▶県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の活用（予防投与など）			▶治療薬の適正な流通の指導		
⑩検査			▶地研等における検査体制の立上げ・検査実施能力の確保状況の把握 ▶検査措置協定締結医療機関等への検査実施要請・検査実施能力の確保状況の把握 ▶リスク評価に基づく検査実施方針の周知等			
⑪保健	▶感染症対策にかかる人材育成 ▶相談対応開始 ▶保健所の受援体制の準備		▶積極的免疫学調査・入院措置等の実施 ▶相談対応の体制強化の検討 ▶入院調整体制の準備		▶地域の実情に応じた積極的疫学調査項目・対象の見直し検討	
⑫物資	▶感染症対策物資等の備蓄 ▶備蓄状況の確認		▶備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力			
⑬市民生活・ 地域経済	▶支援の実施に係る情報提供・共有体制及び仕組みの整備 ▶事業継続に向けた準備					

※網掛け部分は県の実施内容

▶定点把握移行

【参考】県行動計画概要版

資料 3

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議での意見及び改定案への反映内容

1 開催日：令和7年10月23日

2 取扱区分：【追記】【修正】【修正なし】

番号	該当箇所	頁	有識者の意見	取扱区分	市の考え方
1	第2部 第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	18	健康福祉事務所は、県の組織なので【県の役割】と【健康福祉事務所の役割】と分けられている点について修正をお願いしたい。	修正	【健康福祉事務所の役割】の文言を削除します。
2	第3部 第1章 実施体制 第1節 準備期 2(2) 実践的な訓練の実施	23	訓練について、市独自に実施する内容を記載できないか。	修正なし	県との連携による訓練や市内部で実施する研修を想定した市行動計画であり、マニュアルではないため、詳細は記載しません。
3	第3部 第1章 実施体制 第2節 初動期 2(2)イ 第3節 対応期 2(1) 対策の実施体制	25 32	市対策本部について記載があるが、医療関係者は入れないのか。	追記	<ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例」、「芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部設置要綱」及び「芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議設置要領」において、職員・委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができるとなっています。 ・P.28 図表9の欄外に、「芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会等に出席を求め、意見を求めることができる」旨を追記します。
4	第3部 第5章 医療 第3節 対応期	51	県行動計画に記載されている検査体制が市の計画に記載されていないが、市はどう対応するのか。	修正なし	感染症に関する検査体制や医療提供体制は、県が実施主体となるため、「医療提供体制の協力」として記載しています。

番号	該当箇所	頁	有識者の意見	取扱区分	市の考え方
5	第3部 第5章 医療 第3節 対応期 2(2)イ 医療提供体制の協力	51	薬の提供等も必要となるので薬剤師会を加えてもらいたい。	追記	「医療提供体制の協力」に芦屋市薬剤師会を追記します。
6	第3部 第7章 市民生活及び地域 経済の安定の確保 第3節 対応期 2(1)カ(ア) 生活関連物資等の 価格の安定等	59 他	「市は、県の要請を受けて」と記載している点について、役割分担については理解できるが、市民目線では、県の要請がなければ市は対策行動をとらないと捉えられるため、「県の動向を踏まえて」のように記載する方が受身に捉えられず良いと思う。	修正	・第3章 まん延防止(対応期)のみ「基本的な感染対策に係る要請等」において、「県の動向を踏まえ」に修正します。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める行動計画における国・県の権限に関する部分は修正なしとします。
7	第3部 第8章 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての 総括を踏まえた取組	61	章の名称について、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を踏まえた取組の推進と記載してはどうか。	修正	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を踏まえた取組の推進に修正します。
8	第3部 第8章 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての 総括を踏まえた取組	61 ～ 63	各取組項目の記載について簡条書きにするとわかりやすい。そして、各簡条書きの記載項目について、その実施理由を記載すると更に理解が深まると思う。 学校、高齢者、障がい者の分野は市の独自性を出すことができる。第8章の記載内容について工夫してはどうか。	追記	・簡条書きにします。 ・「1 目的」に、①情報提供、②学校等の対策、③高齢者、障がいのある人への支援について、取組の意義と目的を追記します。

番号	該当箇所	頁	有識者の意見	取扱区分	市の考え方
9	-	-	「保健」の章について、章立てしていないが、わかりやすく示す工夫が必要ではないか。	修正なし	保健については、第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション、第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保(対応期)にまとめて記載しています。
10	-	-	パブリックコメントはしないのか。	修正なし	以下の理由により、パブリックコメントは実施しません。 ①本計画の改定は有識者からの意見聴取が義務付けられており、専門的な知見が必要なため。 ②国の「市町村行動計画作成の手引き」や、「県行動計画」に基づき作成するため、記載すべき内容や構成が決まっているため。 ③県への意見聴取が義務付けられているため。

資料 4

「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」に対する県への意見聴取結果

※種別、内容については、県の原文をそのまま引用しています。

頁	項目	小項目	種別	内容	反映状況
2	第1部 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	修正意見	図表1の修正をお願いします。 「新型インフルエンザ等」（特措法第2条第1号）の定義は「新型インフルエンザ等感染症」（感染症法第6条第7項）、「指定感染症」（感染症法第6条第8項）、「新感染症」（感染症法第6条第9項）です。	修正済
18	第2部 第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担		修正意見	手引きP2にございます「関係機関との協力体制」の記載がございませんので記載をお願いします。（手引きP2に記載のとおり、法第8条第2項第四号の内容が法律上記載必須となります。）	追記済
23	第3部 第1章 実施体制	第1節 準備期 2 所要の対応 (2)実践的な訓練の実施	修正意見	手引きP3「1-1. 実践的な訓練の実施」のとおり、「市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ」を追記してください。	追記済
33	第3部 第1章 実施体制	第3節 対応期 2 所要の対応 (6)特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制	修正意見	手引きP6「3-3-1. 市町村対策本部の廃止」のとおり、「市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは」を「市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは」に修正してください。	修正済

頁	項目	小項目	種別	内容	反映状況
37	第3部 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第2節 初動期 2 所要の対応 (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	修正意見	「・・・県が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえ・・・」との記載がありますが、県行動計画P45に記載のとおり、同モニタリングは国が行うものですので、修正をお願いします。（P39の対応期の記載も同様）	修正済
41	第3部 第3章 まん延防止	第2節 初動期 2 所要の対応 (1) 市内でのまん延防止対策の準備	修正意見	「市は、・・・業務継続計画又は業務計画に基づく・・・」とありますが、「業務計画」は指定(地方)公共機関が作成しているもの(巻末用語集参照)を指しますので、市が「業務計画」と呼ぶ計画を作成していない場合は、削除してください。	削除済
47	第3部 第4章 ワクチン	第3節 対応期 2 所要の対応 (2) 特定接種	修正意見	手引きP23 3-2-1-1.の「国が・・・において、」までの記載及び「国が定めた具体的運用に基づき」の記載がございませんので追記願います。(手引きに記載のとおり、「政府行動計画から抜粋している項目は記載が必要となる項目」になります。)	追記済
47	第3部 第4章 ワクチン	第3節 対応期 2 所要の対応 (3) ウ 接種の実施及び情報提供・共有	修正意見	手引きP24 「3-2-2-3.接種に関する情報提供・共有①」のうち「国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。」に相当する記載がありませんので記載願います。	追記済

頁	項目	小項目	種別	内容	反映状況
51	第3部 第5章 医療	第3節 対応期 2 所要の対応	修正意見	手引きP27の記載がありませんので記載をお願いします。 ※手引きでは保健の章として記載されておりますが、素案では保健の章を章立てされておきませんので、新たに保健の章を章立てるか、既存の章に記載してください。（ただし既存の章に記載される場合は章内の調整をお願いします。）	P.58 第7章に当初より記載済。
56	第3部 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	第1節 準備期 2 所要の対応 (5)生活支援を要する者への支援等の準備	修正意見	手引きP29「1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備」のとおり、「搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく」の部分を反映してください。	修正済
58	第3部 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	第3節 対応期 2 所要の対応 (1)エ 生活支援を要する者への支援	修正意見	手引きP32「3-1-2. 生活支援を要する者への支援」のとおり、「搬送、死亡時の対応等」について記載してください。	追記済
59	第3部 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	第3節 対応期 2 所要の対応 (1)キ 埋葬・火葬の特例等	修正意見	①②について、手引きP33「3-1-5. 埋葬・火葬の特例等①、④」のとおり、「県からの要請を受けて」を「県を通じての国からの要請を受けて」に修正してください。	修正済

頁	項目	小項目	種別	内容	反映状況
75	用語集		修正意見	<p>「新型インフルエンザ等」の箇所のうち、「指定感染症」の記載につきまして、特措法、政府行動計画、県行動計画との整合性の観点から、特措法第二条第一項のとおり「感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）」と修正願います。</p> <p>（「感染症第14条の報告」と記載がありますが、感染症法ではなく正しくは特措法第14条です。）</p>	修正済